

社会福祉法人しあわせの里福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせの里福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員の外部委員をいう。

(役員等報酬)

第3条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費等の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

10km未満	2,000円
10km以上	3,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

10km未満	2,000円
10km以上	3,000円

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

10km未満	2,000円
10km以上	3,000円

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この規程は、平成29年6月13日から施行する。

2 平成16年3月1日施行の法人役員等旅費規程は、平成29年6月12日で廃止する。